



Vol.77

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

★求人票における固定残業代の適切な記入について

「厚生労働省職業安定局」は、平成26年4月14日に「求人票における固定残業代等の適切な記入の徹底について」と題する書面（「本件通知」といいます）を出しました。

既にご存知の方もいらっしゃるかと思います。以下のアドレスに本件通知があります。

<http://goo.gl/aqZjNR>

内容は概ね以下の通りです。

- ・求人内容において「固定残業代」に関する不適切な記載事例が多数見られ、労働者側がその内容を適切に理解していない場合、労使間でトラブルになる恐れが高い。

- ・公共職業安定所においては、求人受理時において、求人票のうち、不適切な記載がなされているものについては、当該事業主に対し労働条件の明示について丁寧に説明するとともに理解を求める「3. 求人票の適切な記入」を求める。

- ・「3. 求人票の適切な記入」とは以下の内容である。

「求人申込時の賃金条件として、『固定残業代』等が含まれる場合には、以下に留意し取り扱うこと。

(1)『b 定額的に支払われる手当』欄に『固定残業代』等を記入する場合は、『c 他の手当等付記事項』欄に、『時間外手当は時間外労働の有無にかかわらず固定残業代として支給し、○時間を超える時間外労働分は追加で

支給』などのように『固定残業代』等が時間外労働の有無にかかわらず固定的に支給されるものであることと、超過分が追加で支給されることを明記すること。

(2) 時間外手当の名称にかかわらず、それが残業の有無にかかわらず固定的に支払われるものでない場合は、『c 他の手当等付記事項』欄に記入すること。」

私は、以上の内容について特に異論は無く、むしろ固定残業代（この名称が良くないのだと思いますが）をめぐるトラブル防止のためには望ましいと思います。

本件通知には別紙があり、「『固定残業代』の不適切な記載事例について」との記載箇所があります。

様々な記載があるのですが、気になるところを抜粋致しました。

類型1 固定残業代が何時間分であるか記載されていない。また、超過した場合に別途支給する旨も記載されていない。

派生型1：固定残業代の時間数は面接時に説明するとしている。

派生型2：固定残業代は各人ごとに設定している。

派生型3：固定残業代に時間外及び深夜手当を含めるとしている。

派生型4：固定休日出勤手当（○日分）を支給するとしている。

Labor-management.net News Vol.77

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井薦が解決！

その他

- ・毎週土曜日の休日出勤（9時～13時）を固定残業代で支給するとしている。

確かに、求人票に「○時間分の時間外労働に対する割増賃金として○手当を支払う」旨記載したほうが明確でよいと思いますが、固定残業代が各人毎に異なること自体はおかしなことではありません。多くの年俸制契約の場合、固定残業代は各人毎に異なりますし、個別の契約で人毎に固定残業代の時間外労働時間数を変えて就業規則と齟齬が生じない限り、問題ありません。また、「固定休日出勤手当」も無い方が望ましいとは思いますが、現実に休日出勤（特に法定外休日出勤）が多い職場も存在しているわけですから、「固定休日出勤手当」を一概に不適切であるとはいえないと思います。

類型2 固定残業代が何時間分か記載されているが、超過した場合に別途支給する旨が記載されていない。

派生型2：XX手当と△△手当を合わせて固定残業代（○○時間分）としている。

「XX手当と△△手当を合わせて固定残業代（○○時間分）」とすることも不適切とはいえないと思います。確かに、いずれの手当から先に割増賃金として充当するかという問題がありますが、充当の順番は就業規則に記載すればよいのであって、複数の手当を合わせて固定残業代とすることが問題とは思えません。

類型4 基本給（a欄）の中に固定残業代も含めて記載されている。

派生型：基本給に固定残業代が含まれることがあると記載されている。

基本給の中に固定残業代を含めることがたかも問題であるかのような記載ですが、これも不適切とはいえないと思います。基本給の中に何時間分の固定残業代が含まれて、毎月の給与明細で基本給の中に金額でいくら含まれるかを明示すれば問題ありません。

テックジャパン事件の櫻井裁判官補足意見も基本給に固定残業代を含めること自体を問題とは言っておらず、基本給に固定残業代を含めるのであれば、時間数、金額を契約書、就業規則（就業規則の場合は時間数もしくは金額）、給与明細で適宜明示するべきと指摘しているだけです。

以上の通り、確実に固定残業代に対する世の中の風当たりは強まっております。私は本件通知内容には若干の異論がありますが、紛争の予防のためには、むしろ手間暇をかけて定額残業代を明示することはとても有効だと思います。皆様の御参考にしていただければ幸いです。

お気軽にご相談下さい（10:00～17:00）

狩野・岡・向井法律事務所

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982